

地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱

制 定 平成19年4月2日付け18農振第2042号
農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、農村地域及び都市地域における農業資源を活用し循環型社会の構築や都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第275号農林水産事務次官依命通知。以下「地域バイオ実施要綱」という。）、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知。以下「バイオ燃料実施要綱」という。）、広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知。以下「共生・対流等実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 地域資源活用国民生活向上対策交付金等の予算科目については次の科目をいう。

交 付 金 等		予 算 科 目
地域資源活用国民生活向上対策	地域バイオマス利活用交付金 バイオ燃料地域利用モデル実証事業 広域連携共生・対流等対策交付金	1 地域資源活用整備交付金 2 地域資源活用推進交付金 3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金
上記以外	地域バイオマス利活用交付金	牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金

第3 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する交付率等は、別表1から別表4に定めるとおりとする。

第4 別表1から別表4に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

第5 実施期間が複数年度にわたる場合の別表1から別表3の事業の交付限度額は、地域バイオ実施要綱第6、バイオ燃料実施要綱第6、共生・対流等実施要綱第4により交付を行うこととされた地域バイオ実施要綱第4の1（1）から（8）、バイオ燃料実施要綱第4の4（2）、共生・対流等実施要綱第5の1の事業実施計画書の交付額とする。

2 別表1から別表3の事業の交付額（単年度交付額）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲内とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A : 交付金が交付された年度の年度末における交付金対象事業の進捗率の見込み

B : 前年度までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付金対象事業の事業費に対する執行业務費の割合

3 交付金の交付後、事業の進捗率に変更があった場合、事業実施計画に記載された事項に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された交付されるべき金額を超えない場合に限る。

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、地方農政局長（北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農林水産大臣、沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第11のただし書を除き、以下「地方農政局長」という。）に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第7 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長が別に定める日までとする。

第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1から別表4の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第10 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第11 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付のあった年度の12月31日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農村振興局長、沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金等額から減額して報告しなければならない。

3 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金

額)を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第13 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金等の事業終了年度の翌年から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第15 補助事業者のうち公益法人である団体は、この交付金等に係る補助金等支出明細書(別記様式第7号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに、農林水産大臣に提出するものとする。

別表1（第3、第4、第5関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 地域バイオマス活用整備交付金（地域資源活用整備交付金）	(1) 施設整備事業 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア 地域モデルの実証に要する経費 イ 新技術等の実証に要する経費 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う(1)の計画策定、事業の実施及び指導監督費に要する経費 イ 市町村等附帯事務費 市町村が行う(1)の計画策定及び指導監督並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費	定額 (1/2以内(沖縄県は2/3以内、民間事業者は1/3以内(別に定める実施要領に示す施設については、1/2以内))) 定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金（地域資源活用整備交付金）	施設整備事業 バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア バイオエタノール混合ガソリン事業に要する経費 イ バイオディーゼル燃料事業に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
3 広域連携共生・対流等整備交付金（地域資源活用整備交付金）	共生・対流等実施要綱第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 (1) 都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備事業 (2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備事業 (3) 施設等整備附帯事業	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 工種又は事業種類の新設又は廃止 3 設置場所の変更

別表2（第3、第4、第5関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更	次に掲げる変更

			更以外の変更	更以外の変更
地域バイオマス利活用整備交付金（牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金）	(1) 施設整備事業 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う家畜排せつ物利活用施設の整備に要する経費 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う(1)の計画策定、事業の実施及び指導監督費に要する経費 イ 市町村等附帯事務費 市町村が行う(1)の計画策定及び指導監督並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費	定額 (1/2以内) 定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止

別表3（第3、第4、第5、第6、第11関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 地域バイオマス利活用推進交付金（地域資源活用推進交付金）	バイオマスの利活用の推進 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う推進事業に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金（地域資源活用推進交付金）	バイオ燃料実施要綱第4の規定により設置された地域協議会において、バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行う地域協議会の運営に要する経費	定額		事業内容の新設又は廃止
3 広域連携共生・対流等推進交付金（地域資源活用推進交付金）	共生・対流等実施要綱第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 (1) 広域連携支援事業 ア 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的な拡大 イ 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大 ウ 都道府県を越えた都市と農村の交流を活性化させる先導的な取組 (2) 情報発信機能強化支援事業 ア 各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会を拡大、滞在型グリーン・ツーリズム等	定額		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止

	<p>の取組を支援するための調査分析、 情報提供等の取組</p> <p>イ 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェア開催による田舎との出会いの場の拡大等の取組</p> <p>(3) 都市農村交流技術的支援事業</p>			
--	---	--	--	--

別表4（第3、第4関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
<p>成果重視事業バイオ燃料技術実証事業（成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金）</p>	<p>バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行うバイオエタノールの製造効率等を向上させる技術の実証に要する次の経費</p> <p>(1) 製造実証</p> <p>ア 製造技術の信頼性を確保するために行うプラントの継続運転及び新技術の開発・導入等</p> <p>イ 効率的なバイオマス原料の収集輸送システムを確立させるために行う収集輸送及び新技術の開発・導入等</p> <p>ウ 製造過程で発生する副産物を高度利用するための新技術の開発・導入等</p> <p>(2) 品質実証</p> <p>バイオ燃料の品質を確保するために行う製品輸送及び新技術の開発・導入等</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業内容の変更又は廃止</p>

平成 年度

交付金（補助金）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱第6により 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的
2. 収支予算書（別紙第1のとおり）
3. 事業の内容、経費の配分及び事業計画の概要等 （別紙第2のとおり）
4. 事業の完了予定 平成 年 月 日
5. 添付書類
 - 1 都道府県の交付金の交付規定又は要綱
 - 2 会計規定
 - 3 実施設計書
 - 4 工事雑費内訳明細書
 - 5 その他参考となる資料

別記様式第2号（第8関係）

（1. 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとする場合）

平成 年度 交付金（補助金）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱第8により関係書類を添えて申請する。

（注）金額に変更がない場合は〔 〕の部分を除く。

記

1 変更の理由及び内容

- （注）1 上記の「関係書類」は、別記様式第1号の「収支予算書」及び「事業内容、経費の配分及び事業計画の概要」の様式に準じ作成し、変更前と変更後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があつたものだけに添付すること。

(2. 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合)

平成 年度 交付金（補助金）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の(1)のア、イ、(2)及び(3)に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施については、地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されたく申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

平成 年度

交付金（補助金）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があつた事業の遂行状況について、地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱第11により下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進捗率	備 考
	事業費(A)	交付金	事業費(B)	交付金	(B)/(A)	
	円	円	円	円	%	

2 事業の完了予定 平成 年 月 日

(注) 区分の欄には、別紙第1の表の区分の欄に記載された事項について記載すること。

平成 年度

交付金（補助金）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱第12により報告する。
（なお、併せて精算額 円の交付を申請する。）

記

1. 事業の目的
2. 収支精算（別紙第3、4、5及び6のとおり）
3. 事業の成果（別紙第1、2及び別記様式第6のとおり）
4. 事業の完了日 平成 年 月 日

（注）添付書類

- ① 出来高設計書を添付し、交付金交付申請書及び交付金変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- ② バイオ燃料地域利用モデル実証事業については、上記の書類の他、出来高のわかる写真及び収支のわかる経理帳簿等の写しを添付すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度 交付金（補助金）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3の（1）のア、イ、（2）及び（3）に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があつた事業について、地域資源活用
国民生活向上対策交付金等交付要綱第12により下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
- 4 交付金返還相当額（3－2）

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

施設管理主体名：（住所） _____ 事業実施主体名（住所） _____ 事業実施年度 _____ 年度 ～ 年度 _____ （名称） _____

農林水産省所管交付金名		地区名		事業実施年度		年度		摘要	
事業内容		工期		処分制限期間		処分の状況			
事業種類	工種構造 施設区分	着工年 月日	竣工年 月日	事業量	経費 総事業費	耐用年 数	処分制 限年月 日	承認 年月 日	処分の 内容
				経費内訳					
				交付金額					
				その他（ 記載）					
				円					
				円					

（記載要領）

1. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2. 処分内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の名称を含むこと。
3. 摘要欄には、先譲渡、先交換、先貸付け、担保提供等の名称を含むこと。
4. この書式には、より難しい場合、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の状況欄を記入すること。
5. 複数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載すること。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3. 交付先の公益法人の名称			
4. 交付実績額			(A) 千円
5. 補助金等における管理費			
	(1) 人件費	千円	
	(2) 一般管理費	千円	
	(3) その他の管理費		
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合 計		(B) 千円
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			(B/A) %

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

〈「(2)(1)以外の支出」の具体例〉

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助金等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別紙第1

(1) 地域バイオマス利活用交付金の場合)

収 支 予 算 書

区 分	本 年 事 業 費	本 年 度 交 付 額	交 付 率	都 道 府 費	市 町 村 費	そ の 他	備 考
1 地域バイオマス利活用推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 地域バイオマス利活用整備交付金 (1) 事業費 (2) 市道等 (3) 市道等							
3 牛肉等関係財源競争力強化生産総 合対策費 (1) 事業費 (2) 市道等 (3) 市道等							
合 計							

(2) バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合)

収 支 予 算 書

区 分	本 年 事 業 費	本 年 度 交 付 額	交 付 率	都 道 府 費	市 町 村 費	そ の 他	備 考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交 付金	円	円	%	円	円	円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交 付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオエタノール燃料事業							
3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業 (1) 製造実証 (2) 品質実証							
合 計							

(3 広域連携共生・対流等対策交付金の場合) 収 支 予 算 書

区 分	本 事 業 費	本 交 付 額	交 付 率	自 己 負 担	備 考
<p>1 広域連携共生・対流等推進交付金</p> <p>(1) 広域連携支援事業 ア 都府会の若農イ農の取 イ 農道の取組 ウ 農道の取組</p> <p>(2) 情報発信機能強化支援事業 ア 各種メデイアを活用した都市 住会一め組 イ 大都市圏におおる開の取 ツ 舎組</p> <p>(3) 都市農村交流技術的支援事業</p>	円	円	%	円	
2 広域連携共生・対流等整備交付金					
<p>(1) 都道府県を越えた広域的な連携 の先導的取組を實現するに必 要な施設等の整備</p> <p>(2) 都市部での農業振興に必要な施 設等の整備</p> <p>(3) 施設等整備附帯事業</p>					
合 計					

(7) 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

地区名		事業実施期間										年度～		年度
事業 種類	区分	費目 (住所) (団体名) (代表者)	総量		前年度まで		本年			翌年度以降(予定)		備考		
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	補助率	補助金額	補助金以外の財源 (自己負担)	事業量		事業費	
バイオの効率を上げるための エタール製造等技術実証			事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	補助率 %	補助金額 円	補助金以外の財源 (自己負担) 円	事業量	事業費 円	

(記載要領)

- 1 「製造実証」又は「品質実証」を記載すること。また、当該事業を実施するにあたり両実証事業に共通する機材を購入する場合は、共同利用機材と記載すること。
- 2 「費用別表」の1(3)の助成対象経費を記載すること。
- 3 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。

(6 広域連携共生・対流等推進交付金の場合)

1 事業の内容

(1) 広域連携支援事業

ア 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的な拡大

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

イ 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

ウ 都道府県を越えた都市と農村の交流を活性化させる先導的な取組

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

(2) 情報発信機能強化支援事業

ア 各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会を拡大、滞在型グリーン・ツーリズム等の取組を支援するための調査分析、情報提供等の取組

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

イ 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェア開催による田舎との出会いの場の拡大等の取組

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

(3) 都市農村交流技術的支援事業

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

- (注) 1 「事項」の欄には、会議、調査、研修等の活動名を記載すること。
 2 「回数・員数」の欄の員数については、委員〇人、事務局〇人など詳細に記載すること。
 3 「摘要」の欄には、会議、研修等の開催場所及び開催時期等を記載すること。

2 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		積算の基礎	備考
		交付金 （A）	その他 （B）		
1 広域連携支援事業 (1) 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的な拡大 (2) 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大 (3) 都道府県を越えた都市と農村の交流を活性化させる先導的な取組 2 情報発信機能強化支援事業 (1) 各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会を拡大、滞在型グリーン・ツーリズム等の取組を支援するための調査分析、情報提供等の取組 (2) 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェア開催による田舎との出会いの場の拡大等の取組 3 都市農村交流技術支援事業	円	円	円	円	
合 計					

3 事業完了（予定）年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	

国庫補助金 自己負担金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 広域連携支援事業 (1) 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的な拡大 (2) 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大 (3) 都道府県を越えた都市と農村の交流を活性化させる先導的な取組 2 情報発信機能強化支援事業 (1) 各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会を拡大、滞在型グリーン・ツーリズム等の取組を支援するための調査分析、情報提供等の取組 (2) 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェア開催による田舎との出会いの場の拡大等の取組 3 都市農村交流技術支援事業	円	円	円	円	
合 計					

5 添付資料

(1) 地域バイオマス利活用交付金の場合)

収 支 精 算 書

区 分	本 事 業 費	本 年 度 交 付 額	交 付 率	都 道 府 費	市 町 村 費	そ の 他	備 考
1 地域バイオマス利活用推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 地域バイオマス利活用整備交付金 (1) 事業費 (2) 市道等 (3) 市道等							
3 牛肉等関係財源競争力強化生産総合対策費 (1) 市道等 (2) 市道等 (3) 市道等							
合 計							

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(2) バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合)

収 支 精 算 書

区 分	本 事 業 費	本 年 度 交 付 額	交 付 率	都 道 府 費	市 町 村 費	そ の 他	備 考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金	円	円	%			円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオエタノール燃料事業							
3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業 (1) 製造実証 (2) 品質実証							
合 計							

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(3 広域連携共生・対流等対策交付金の場合) 収 支 精 算 書

区 分	本 事 業 費	本 年 付 額	交 付 率	自 己 負 担	備 考
	円	円	%	円	
1 広域連携共生・対流等推進交付金 (1) 広域連携支援事業 ア 都府県若農の者の活動の長期の農業者の活動の取組 イ 農道の取組 ウ 農道の取組 (2) 情報発信機能強化支援事業 ア 各種メデイアを活用した都市農村活性化情報発信事業 イ 住会一組 ウ 大都会圏におおるグリーンの取組 エ リン・田舎組 オ 都市圏におおるグリーンの取組 カ 都市圏におおるグリーンの取組 キ 都市圏におおるグリーンの取組 ク 都市圏におおるグリーンの取組 ケ 都市圏におおるグリーンの取組 コ 都市圏におおるグリーンの取組 (3) 都市農村交流技術的支援事業					
2 広域連携共生・対流等整備交付金 (1) 都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を推進するために必要な施設等の整備 (2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備 (3) 施設等整備附帯事業					
合 計					

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(1) 地域バイオマス利活用交付金の場合) 交付金精算

区分	本年度交付額	本年度精算費	交付率	精算交付額	概算払受領額	差引交付額 未(返還)	備考
1 地域バイオマス利活用推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 地域バイオマス利活用整備交付金 (1) 事業費 (2) 市道 (3) 府町等							
3 牛肉等関係費 (1) 市道 (2) 府町等 (3) 市道							
合計							

(2) バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合) 交付金精算

区分	本年度交付額	本年度精算費	交付率	精算交付額	概算払受領額	差引交付額 未(返還)	備考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオエタノール燃料事業							
3 成果重視事業 (1) 製造 (2) 品質実証							
合計							

(1) 地域バイオオマース利用交付金の場合)

区 分	全 体 事 業 費	交 付 率	交 付 限 度 額 (A)	本 年 度 未 進 捗 率 (B)	前 年 度 までの 交付済みの 総額 (C)	本 年 度 執行 事業 (D)	単 年 度 精 算 交付 額 (E)	本 年 度 交付 決定 額 (F)	次 年 度 以降 調整 額 (G)	精 算 交付 額 (H)	備 考
1 地域バイオオマース利用推進交付金	円	%	円	%	円	円	円	円	円	円	
2 地域バイオオマース利用整備交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県等事務費 (3) 市町村等事務費											
3 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県等事務費 (3) 市町村等事務費											
合 計											

(注) 1. 地区ごとに算出した額の合計額を記載すること。

2. 交付率ことの内訳がわかるよう記載すること。

3. 単年度精算額(E)は、当該年度に交付されるべき金額として、交付限度額(A)×本年度未進捗率(B)－前年度までの交付済み額の総額(C)の算式により求めるものとする。

4. 次年度以降交付調整額は、第5項による額を記載するものとし、適用する場合は、(E)－(F)により算出し、(F)の額を精算交付額(H)に記載すること。また、適用しない場合は、(E)の額を精算交付額(H)に記載すること。

(2) バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合)

区 分	全 体 事 業 費	交 付 率	交 付 限 度 額 (A)	本 年 度 未 進 捗 率 (B)	前 年 度 までの 交付済みの 総額 (C)	本 年 度 執行 事業 (D)	単 年 度 精 算 交付 額 (E)	本 年 度 交付 決定 額 (F)	次 年 度 以降 調整 額 (G)	精 算 交付 額 (H)	備 考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金	円	%	円	%	円	円	円	円	円	円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオディーゼル燃料事業											

別紙第 5

附帯事務費

区 分	事業費	交付額	効率	都道府 県費	市町村 費	その他	備考
1. 都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ (内 訳) ① 地域モデルの実証に係る附帯 事務費 ② 新技術等の実証に係る附帯事 務費 ③ 家畜排せつ物利活用施設の整 備に係る附帯事務費 2. 市町村等附帯事務費 ○○市 ○○町 ○○株式会社 (内 訳) ① 地域モデルの実証に係る附帯 事務費 ② 新技術等の実証に係る附帯事 務費 ③ 家畜排せつ物利活用施設の整 備に係る附帯事務費	円	円	%	円	円	円	

別紙第 6

工事雑費内訳明細書

地区名	事業主体	事業費	工事雑費	備 考
○○地区	○○市	円	円	
○○地区	○○株式会社			

(注) 備考欄には経費の内容を記載すること。